

(仮称) 大阪市国民保護計画(素案)(8月22日版)に対する各機関からの意見等について

No.	該当箇所		意見又は修正案	説明又は修正理由	計画への反映又は考え方	
	頁	行				
1	7	14	第1編 第3章 「2 指定地方行政機関」の表中 大阪海上保安監部	現行)「大阪海上保安監部」を 修正)「第五管区海上保安本部 (大阪海上保安監部)」に修正する。	指定地方行政機関は、第五管区海上保安本部となっている。 大阪市地域防災計画に準じた記載とするならば、括弧書きでの記載に修正されたい。	意見のとおり修正 「第五管区海上保安本部 (大阪海上保安監部)」と表記する。
2	15	3	第1編 第4章 第4節 道路の位置等 「1 主な自動車専用道路」中	現行)「阪神高速道路10路線、93.5km、…」を 修正)「阪神高速道路10路線、84.7km、…」に修正する。	93.5kmには、未供用路線(事業中路線)が8.8km分含まれているため、修正減とされたい。	意見のとおり修正
3	24	7	第1編 第6章 「(2)緊急対処事態における警報」中 (※以降の「住民の退避」についても同様)	「…その他の関係機関(公立大学法人大阪市立大学(以下「市立大学」という。)等)…」とあるが、指定(地方)公共機関は含まれているのか。含まれないのであれば、どのように情報が入るのか。		※左記の「その他の関係機関」には、指定(地方)公共機関は、含まれない。 指定公共機関の長には、法第45条により指定行政機関の長から、指定地方公共機関の長には、法第46条により都道府県知事から、それぞれ警報が通知されることとされている。
4	51	11	第2編 第2章 第2節 避難の指示・退避の指示 「(4)安全の確保」中 …海上保安監部等と連携を密にし、…	「海上保安監部」又は「海上保安監部等」に修正されたい。	「等」が入っているところと、無いところがある。「等」が入っているところは、その他の機関を意図しての等なのか、海上保安署を含む意味での等なのか、不明である。その他の機関を意図しての等であれば修正は不要である。	原案どおりとする 左記の箇所については、その他の機関(自衛隊等)を意図しての「等」を示している。
	77	7 27	第2編 第4章 第2節 応急措置等の実施 「4 消火・救助・救急活動」中 …海上保安監部等と相互に連携を図りつつ、… …海上保安監部等の関係機関との密接な連携のもと…			
5	53	12	第2編 第2章 第3節 3 「避難住民の誘導」中 (3)運送事業者である指定(地方)公共機関との調整	「市長は、～運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、運送の求めを行うとともに、運送に関する具体的事項の調整を行う。」とあるが、どのような事項について調整が行われるのか。		※調整事項については、一般的には、運送の日時、場所、経路、車両の台数及び援護を要する者への対応等についての調整が考えられるが、事態の状況などにより、その時点で必要な事項について調整することとなる。
6	56	7	第2編 第3章 第1節 1 救援の実施 「(2)関係機関等との連携」中 ②指定(地方)地方公共機関との連携	「市長は、救援物資を運送するため、～運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、運送の求めを行う。」とあるが、旅客運送事業者も含まれるのか。もし、含まれるのであれば、「協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の業務の範囲内において自主的な判断に基づくものであることに留意する」旨の記載が必要ではないか。	当社の主たる事業は旅客鉄道事業であり、荷物は手回り品に限られる。また、貨物鉄道事業はほとんど行っていない。(具体的には、レールゴー・サービスのみで非常に限定されている。)	※左記の「運送事業者である指定(地方)公共機関」には、旅客運送事業者は、含まれない。 法第21条第3項では、地方公共団体の長は、指定(地方)公共機関に対し、「その業務にかかる」国民の保護のための措置の実施に関し必要な要請をすることができるとされている。
7	81		第2編 第4章 第3節 1 生活関連等施設の安全確保 《図:生活関連等施設の安全確保》中 海上保安部長等	現行)「海上保安部長等」を 修正)「海上保安監部長」に修正する。	大阪市の国民保護計画のなかで、府知事から要請を受け、市が管理する関連施設に、立入制限区域の設定を実施するところは大阪海上保安監部であることから修正。	意見のとおり修正